

○標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について

平成6年11月1日地基企第55号  
各支部事務長あて 企画課長

第1次改正 平成8年3月29日地基企第31号

第2次改正 平成16年3月31日地基企第29号

第3次改正 平成22年7月1日地基企第38号

第4次改正 平成30年4月1日地基企第22号

平成6年10月1日から行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）が施行されたことに伴う地方公務員災害補償の実施については、「地方公務員災害補償の実施について」（平成6年9月29日付地基企第49号）（以下「通知」という。）により示したところですが、標準処理期間の設定及び請求に対する審査、応答について下記のとおり定めましたので、その実施に遺漏のないようにされた

記

- 1 手続法第6条の標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）については、別に定めるもののほか、別紙のとおり定める。
- 2 請求に対する審査に当たっては、次の点に留意し標準処理期間を超えないように努めるものとする。
  - (1) 請求の任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。）から支部への到達が遅延することのないよう任命権者に対し協力を求めること。また、任命権者において処理が遅延していることを知ったときは、遅滞なく請求書を送付させるなど必要な措置を講じること。（第2次改正・一部）
  - (2) 請求が支部に到達したときは遅滞なく当該請求の審査を開始することとし、判断が容易な事案については、標準処理期間内であっても速やかに処理すること。
  - (3) 判断根拠となる各種資料の分析に時間を要する等判断が極めて困難な事案については、標準処理期間を超えて審査を行ってもやむを得ないこと。
  - (4) 請求が法令に定められた請求の形式上の要件に適合しない場合は、原則として速やかに社会通念上相当であると思われる期間を定め補正を求めること。  
法令以外の通知等により必要とされている記載事項及び添付資料についても、不備がある場合は原則として期間を定め補正を求めること。
  - (5) 請求者の責めによらない理由により定められた補正期間を経過した場合等には、引き続き補正を求めることとし、容易に請求を拒否することのないようにすること。

## 標準処理期間一覧

（単位：月）

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給(不支給)決定(負傷)	1	1	2
	当初の支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等)	2	4	6
	当初の支給(不支給)決定(精神疾病)	2	6	8
	2回目以降の支給(不支給)決定			1
障害補償	支給(不支給)決定			4
介護補償	当初の支給(不支給)決定			4
	2回目以降の支給(不支給)決定			1
遺族補償 及び 葬祭補償	支給(不支給)決定(負傷による死亡)	2	2	4
	支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	4	6
	支給(不支給)決定(精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。（第2次改正・一部、第3次改正・全部）
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。

- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。（第1次改正・追加）
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。（第1次改正・旧6繰下、第2次改正・一部、第3次改正・一部・旧7繰上）
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。（第1次改正・旧6繰下、第3次改正・旧8繰上）
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。（第1次改正・旧7繰下、第3次改正・旧9繰上）